

1. はじめに

「地域福祉」って？

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まですべての住民が抱える課題を横断的にとらえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう地域住民、団体などが主体となり、福祉サービス事業者や社会福祉協議会、行政などが力を合わせて地域づくりを推進していく取り組みのことです。

「地域福祉計画」とは？

「地域福祉計画」は、「地域福祉」を推進するために目指す将来像や目標を示し、そのために必要な具体的な施策を明らかにしたものです。

「住民参加」を大切にしています

地域福祉を推進するためには、住民自らが地域にある福祉課題に「気づき」「共有し」「解決の方策を考える」という取り組みが不可欠です。また、この地域福祉計画は、「自分たちの地域を自分たちでつくる」取り組みを推進するために、住民・福祉サービス事業者・市社会福祉協議会・市が何を果たすべきかについても明らかにしています。

2. 計画の位置づけ

あんしん
いきいき
プラン21

高齢者福祉計画/
介護保険事業計画

ながの
子ども未来
プラン

次世代育成支援
行動計画

笑顔と元気が
いっぱい！
幸せながの
プラン

障害者基本計画/
障害福祉計画

教育や環境など
保健福祉分野に
限らない様々な
生活関連分野に
わたる計画や
施策

地域福祉計画

個々の公的福祉サービスだけでは十分に対応できない住民のさまざまな生活課題を、行政・住民・関係機関・事業者が協働し、解決につなげるなど、安心して暮らせる地域社会をつくるため、

- 福祉サービスが円滑に利用できる取り組みの推進に関すること
 - 多様な福祉関連サービスの振興と参入の促進に関すること
 - 住民が主体的に地域福祉を推進できる環境の整備に関すること
- などについて定める計画

3. 計画策定の経過

長野市では

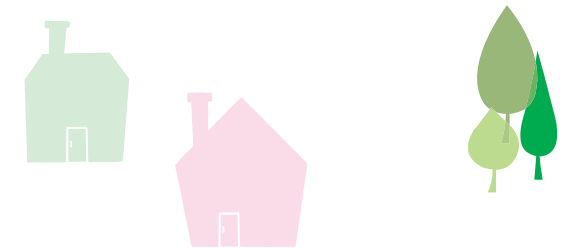
長野市では、平成17年度から平成22年度までの「第一次長野市地域福祉計画」を策定し、地域福祉推進の取り組みを進めてきました。「第二次計画」は、今までの取り組みを再点検し、新たな福祉ニーズに対応できる計画として策定しました。



*市民企画作業部会

第二次長野市地域福祉計画ができるまで

第二次計画は、住民参加を基本に「市民企画作業部会」を組織し、計画づくりを進めてきました。また、より多くの市民の皆さんの声を反映するため、「まちづくりアンケート」を実施しました。作業部会は、3分科会に分かれ、延べ51回の検討や打ち合わせを行い、素案をまとめました。その素案を「長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において検討を加え、計画案として決定しました。



4. 第二次計画の推進にあたって

●地域福祉の推進基盤として 各地区住民自治協議会を位置づけています

市では、都市内分権を推進する中、地区で解決しなければならない課題に対し、地区の特性を活かした活動を総合的、かつ柔軟に行う組織として住民自治協議会が市内32地区に設立されています。本計画においても身近な地域で支え合い活動を推進する組織として住民自治協議会を位置づけています。

●地区の実情に応じた計画として 地区地域福祉活動計画を位置づけ支援しています

本計画では、地区の特性を活かした地域福祉を推進するために「地区地域福祉活動計画」の策定、実施による取り組みを位置づけています。これは地区の実情に応じた個別の計画が必要だと考えたからです。市では、この計画策定を支援するため、策定経費の助成等を実施しています。

●地域福祉の推進役である「地域福祉ワーカー」の 業務や役割を明確にしました

本計画では、地域福祉ワーカーの業務や役割を明確にしました。これは、地域の皆さんからも「ワーカーって何をする人」という声があり、明確化が必要と考えたからです。また、市では、研修会の実施等支援体制の充実も図ります。

地域福祉ワーカーの業務や役割

- ①地区地域福祉活動計画の策定及び活用に関する支援
- ②地域の課題をうけとめ、つなぐ「地域福祉よろず相談」開設・支援
- ③地域の担い手やボランティアの養成・支援 等

●地域福祉を推進するため活動拠点の整備を推進します

地域福祉を推進するためには人や組織だけでなく、場や拠点も重要です。本計画では、平成27年度までに市内32地区に「地域福祉推進拠点」を整備することを目標にしています。